三　労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

四　農林中央金庫　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

五　株式会社商工組合中央金庫　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

六　外国銀行支店　当該外国銀行支店に係る外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）が外国において適用される同法第十四条の二に規定する基準に相当する基準を満たしていること。

2　前項第一号及び第二号の「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3　第一項第一号の「国際統一基準」とは、次項に規定する基準のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。）を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4　第一項第一号及び第二号の「単体自己資本比率」とは、銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

5　第一項第二号の「国内基準」とは、前項に規定する基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

6　第一項第三号の「単体自己資本比率」とは、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあっては労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては同法第十一条の二第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率を、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあっては同法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

7　第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

8　第一項第五号の「単体自己資本比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等）

第三十二条　令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。

2　前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条又は第二百二十八条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

3　令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等又は同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の引受社員（同項に規定する引受社員をいう。）とする。

（発行保証金保全契約の解除）

第三十三条　発行保証金保全契約を締結している前払式支払手段発行者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める発行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一　基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となった場合　当該発行保証金保全契約の全部

二　基準日に係る法第二十三条第一項の報告書提出の日の翌日における発行保証金の額並びに法第十五条に規定する保全金額及び法第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額が基準日における要供託額に相当する額を超えている場合　当該保全金額の範囲内において、その超えている額に達するまでの額に係る発行保証金保全契約

2　前払式支払手段発行者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約解除承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3　金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第十五号により作成した発行保証金保全契約解除承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

4　前払式支払手段発行者は、第一項の承認を受けて発行保証金保全契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第十六号により作成した発行保証金保全契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（発行保証金信託契約の承認の申請）

第三十四条　前払式支払手段発行者は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十七号により作成した発行保証金信託契約承認申請書に、当該発行保証金信託契約承認申請書の写し二通及び発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の承認をしたときは、別紙様式第十八号により作成した発行保証金信託契約承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

3　前払式支払手段発行者は、第一項の承認後最初に発行保証金信託契約に基づき財産を信託したときは、別紙様式第十九号により作成した発行保証金信託契約届出書に、信託財産の額を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（発行保証金信託契約の内容）

第三十五条　法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　信託契約前払式支払手段発行者（発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の利用者を信託財産の元本の受益者とすること。

二　複数の発行保証金信託契約を締結する場合にあっては、当該複数の発行保証金信託契約について同一の受益者代理人を選任すること。